

財務省告示第三百三十九号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十四年八月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。

平成十四年九月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記 号	発行の根拠	の条項及びそ の発行方法	発行 行	発行 行	額面金額の 種類	発行 行	発行 行	利 率	経過 子	払 込
利付国庫債券（五年）（第二十一 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で二千九十九億円	二千九十九億八千三百九十六万 円	五万円、十万円、百万円、千万 円、一億円及び十億円の六種	平成十四年八月二十日	額面金額百円につき百円四銭	年〇・四パーセント	年金資金運用基金理事長は、払 込金額に加え、次の算式により 算出した金額を第十六号に規定 する期日に払い込むものとす る。	

$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{61}{365}$$

平成十四年十二月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二
払 込 期 日	払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額	償 還 期 限	後 の 利 子

た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十三号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額又は登録金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎  
年  
六  
月  
二  
十  
日  
及  
び  
十  
二  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。  
平成十九年六月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行の本店、支店、代理店、  
国債代理店及び国債元利金支払  
取扱店並びに取扱郵便局  
平成十四年八月二十日